

小郡三井管内糖尿病等連携対象者抽出基準について(案)

現行（～令和3年度）

特定健康診査
40～64歳
① HbA1c7.0%以上(治療中を含む) ② 2年連続尿蛋白(2+)以上
65～74歳
① HbA1c8.0%以上(治療中を含む) ② 2年連続尿蛋白(2+)以上



変更後（令和4年度～）

※県プログラムより、特定健診・後期高齢者健診で把握可能な抽出基準とした。

特定健康診査
40～74歳
以下①②いずれにも該当する者 ①2型糖尿病であること…(a)(b)(c)のいずれかに該当 (a) 空腹時血糖126mg/dl(随時血糖200mg/dl)以上 又は HbA1c6.5%以上 (b) 現在、糖尿病で医療機関を受診している (c) 過去に糖尿病薬使用歴又は糖尿病による医療機関の受診歴がある (但し、直近の健診データ等により糖尿病の診断基準に該当しない者を除く) ②腎機能が低下していること…(a)(b)のいずれかに該当 (a) 検査値より腎症4期:eGFR30ml/分/1.73m ² 未満 (b) 検査値より腎症3期:尿蛋白(+)以上
後期高齢者健診
75歳以上
※後期高齢者については、年齢や罹患状況に応じた柔軟な対応が求められるため、下記①・②のいずれかに該当する者を優先的に抽出することとする。 ① HbA1c7.0%以上 ② 尿蛋白(+)以上 ・ eGFR45未満

※その他、血糖高値のみ等、個別に相談を要する場合も連携対象者とする。